

平成 2 5 年 松 本 市 議 会 2 月 定 例 会
議 案 説 明

1 議案

議案番号	件 名	概 要
第 1 号	健康寿命延伸都市宣言	市民一人ひとりの「いのち」と「暮らし」を大切に考え、「健康寿命」の延伸を図る「健康寿命延伸都市・松本」の実現を目指し、都市宣言をするもの
第 2 号	松本市新型インフルエンザ等対策本部条例	<p>1 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等対策本部について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 対策本部の組織に関する規定</p> <p>(2) 対策本部の会議に関する規定</p> <p>(3) 部の設置に関する規定</p> <p>3 施 行 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日</p>
第 3 号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	<p>1 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例を一括改正するもの</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 松本市障害者就労支援施設条例</p> <p>(2) 松本市国民健康保険条例</p> <p>(3) 松本市波田保健福祉センター条例</p> <p>(4) 松本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p>(5) 松本市消防団員等公務災害補償条例</p> <p>3 改正内容 引用法令等の整理</p> <p>4 施 行 2 5 . 4 . 1 等</p>

第 4 号	松本市子どもの権利に関する条例	<p>1 子どもの健やかな育ちを支援し、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めるため、子どもの権利の普及促進について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 市やおとなの役割に関する規定</p> <p>(2) 子どもの権利の日に関する規定</p> <p>(3) 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障と支援に関する規定</p> <p>(4) 子どもの権利の侵害に係る相談又は救済に関する規定</p> <p>3 施行 25.4.1等</p>
第 5 号	松本市情報公開条例の一部を改正する条例	<p>1 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>国営企業の廃止に伴う用語の整理</p> <p>3 施行 25.4.1</p>
第 6 号	証人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 地方自治法の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>引用条項の整理</p> <p>3 施行 公布の日</p>
第 7 号	松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 第2次地域主権改革一括法の施行による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準に係る規定の整備</p> <p>(2) 電子レンジの一般廃棄物処理手数料に係る規定の削除</p> <p>3 施行 公布の日等</p>

第 8 号	松本市簡易水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 第 2 次地域主権改革一括法の施行による水道法の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 布設工事監督者を配置する工事に係る規定の整備</p> <p>(2) 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に係る規定の整備</p> <p>3 施 行 公布の日</p>
第 9 号	松本市児童館条例の一部を改正する条例	<p>1 児童館の新設等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 新設する児童館の名称及び位置 松本市島内児童センター 松本市大字島内 4 8 8 4 番地 5</p> <p>(2) 児童館で行う事業の実施に係る規定の整備</p> <p>3 施 行 2 5 . 4 . 1</p>
第 1 0 号	松本市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例	<p>1 受給資格者の見直し等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 通院に係る子育て支援医療の対象者 出生の日から満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者 → 出生の日から満 1 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者</p> <p>(2) 障害者支援医療に係る給付金の支給の対象に精神 2 級該当者の精神通院医療以外に係る療養の給付等を追加</p> <p>(3) 精神 2 級該当者の給付金の支給に関する所得制限の見直し</p> <p>(4) 引用法令の整理</p> <p>3 施 行 2 5 . 4 . 1</p>

第11号	松本市農村広場条例の一部を改正する条例	<p>1 開場期間の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 新村農村広場及び神林農村広場の開場期間 4月1日から11月30日まで → 通年</p> <p>3 施行 25.4.1</p>
第12号	松本市営市街地駐車場条例の一部を改正する条例	<p>1 駐車使用料の引下げに係る期間の延長に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間の特別駐車券に関する特例措置の追加</p> <p>3 施行 公布の日</p>
第13号	松本市乗鞍高原湯けむり館条例の一部を改正する条例	<p>1 乗鞍高原湯けむり館の移転新築に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 位置の変更 松本市安曇4306番地6 → 松本市安曇4306番地4</p> <p>3 施行 25.4.1</p>
第14号	松本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 地区整備計画区域が新たに都市計画決定されたことに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 倭工業団地地区地区整備計画区域を追加</p> <p>3 施行 公布の日</p>

第15号	松本市屋外広告物条例の一部を改正する条例	<p>1 許可基準に適合していない屋外広告物の是正を図るため、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 平成25年4月1日以後の屋外広告物の是正に関する規定の整備</p> <p>3 施行 25.4.1</p>
第16号	松本市市道等の占用料徴収に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 道路法施行令の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 引用条項の整理</p> <p>3 施行 25.4.1</p>
第17号	松本市都市公園条例の一部を改正する条例	<p>1 都市公園の新設に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 新設する都市公園の名称及び位置 沢村一丁目公園 松本市沢村1丁目2284番3</p> <p>3 施行 25.4.1</p>
第18号	松本市水道事業給水条例の一部を改正する条例	<p>1 第2次地域主権改革一括法の施行による水道法の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 (1) 布設工事監督者を配置する工事に係る規定の整備 (2) 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に係る規定の整備</p> <p>3 施行 公布の日</p>
第19号	松本市下水道条例及び松本市上高地特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例	<p>1 第2次地域主権改革一括法の施行による下水道法の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 (1) 公共下水道の構造の技術上の基準に係る規定の整備 (2) 終末処理場の維持管理に係る規定の整備 (3) 関係条例の改正 松本市農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例</p> <p>3 施行 公布の日</p>

第 2 0 号	松本市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 国営企業の廃止に伴う用語の整理</p> <p>3 改正する条例 (1) 松本市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 (2) 松本市下水道事業四賀処理区受益者分担に関する条例 (3) 松本市下水道事業梓川処理区受益者分担に関する条例 (4) 松本市都市計画下水道事業波田処理区受益者負担に関する条例</p> <p>4 施 行 2 5 . 4 . 1</p>																						
第 2 1 号	松本市立小学校、中学校条例の一部を改正する条例	<p>1 使用料の見直し等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 (1) 旭町小学校体育館及び筑摩野中学校運動場の照明使用料 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="780 1016 1471 1350"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">旭町小学校 体育館</td> <td>2 時間以内</td> <td>1 5 0</td> <td>3 0 0</td> </tr> <tr> <td>超過 1 時間 当たり</td> <td>5 0</td> <td>1 0 0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">筑摩野中学 校運動場</td> <td>2 時間以内</td> <td>1 , 1 0 0</td> <td>1 , 3 0 0</td> </tr> <tr> <td>超過 1 時間 当たり</td> <td>5 5 0</td> <td>6 5 0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 四賀小学校体育館の照明使用料 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="780 1442 1198 1538"> <thead> <tr> <th>2 時間以内</th> <th>超過 1 時間当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 0 0</td> <td>1 0 0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 会田、錦部、中川、五常の各小学校の学校施設の使用料に係る規定の削除</p> <p>3 施 行 2 5 . 4 . 1</p>	区 分		改正前	改正後	旭町小学校 体育館	2 時間以内	1 5 0	3 0 0	超過 1 時間 当たり	5 0	1 0 0	筑摩野中学 校運動場	2 時間以内	1 , 1 0 0	1 , 3 0 0	超過 1 時間 当たり	5 5 0	6 5 0	2 時間以内	超過 1 時間当たり	3 0 0	1 0 0
区 分		改正前	改正後																					
旭町小学校 体育館	2 時間以内	1 5 0	3 0 0																					
	超過 1 時間 当たり	5 0	1 0 0																					
筑摩野中学 校運動場	2 時間以内	1 , 1 0 0	1 , 3 0 0																					
	超過 1 時間 当たり	5 5 0	6 5 0																					
2 時間以内	超過 1 時間当たり																							
3 0 0	1 0 0																							
第 2 2 号	松本市学校給食センター条例の一部を改正する条例	<p>1 学校給食センターの新設に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 新設する学校給食センターの名称及び位置 松本市四賀学校給食センター 松本市会田 1 1 1 3 番地</p> <p>3 施 行 2 5 . 4 . 1</p>																						

第23号	松本城管理条例の一部を改正する条例	<p>1 観覧料の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 市内に住所を有する者の史跡松本城本丸庭園の観覧料を無料とする規定の追加</p> <p>3 施 行 25.4.1</p>												
第24号	松本市体育施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 体育施設の新設等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 新設する体育施設の名称及び位置 松本市錦部運動広場 松本市七嵐224番地</p> <p>(2) あがた運動公園（多目的広場）使用料 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="778 855 1353 1093"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全面</td> <td rowspan="4">1時間以内</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>サッカー全面</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>サッカー半面</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>フットサル1面</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 波田区域の体育施設の使用料等の見直し</p> <p>3 施 行 25.4.1</p>	区 分	単 位	金 額	全面	1時間以内	4,000	サッカー全面	3,000	サッカー半面	1,500	フットサル1面	500
区 分	単 位	金 額												
全面	1時間以内	4,000												
サッカー全面		3,000												
サッカー半面		1,500												
フットサル1面		500												
第25号	松本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 給料の見直し等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 特勤手当の支給に関する規定の整備</p> <p>(2) 平成18年の給与改定に伴う給料の支給に関する経過措置の段階的廃止</p> <p>3 施 行 25.4.1等</p>												

第26号	松本市四賀会館条例を廃止する条例	1 施設の廃止に伴い、本条例を廃止するもの 2 施行 25.4.1
第27号 } 第41号	平成24年度補正予算	平成24年度一般会計補正予算 平成24年度特別会計補正予算(11会計) 平成24年度企業会計補正予算(3会計)
第42号 } 第60号	平成25年度予算	平成25年度一般会計予算 平成25年度特別会計予算(14会計) 平成25年度企業会計予算(4会計)
第61号	市有財産の取得について (松本市美術館美術資料)	1 美術館の美術資料を取得するもの 2 取得する財産 美術資料 「果てしない人間の一生」 外2点 3 取得金額 9,000万円 4 相手方 草間 彌生
第62号	市有財産の譲渡について (反町老人集会施設)	1 反町老人集会施設を無償譲渡するもの 2 譲渡する財産 木造平家建 延 98.54㎡ 3 相手方 反町町会

第63号	市道の認定について	<ul style="list-style-type: none"> 1 公共性及び利用度の高い生活道路で、市道認定基準に当てはまるものを市道に認定するもの 2 認定路線数 5路線 3 認定延長 577.71m
第64号	市道の変更について	<ul style="list-style-type: none"> 1 路線の再編成に伴い、市道を変更するもの 2 変更路線数 4路線 3 変更延長 941.70m (1,260.57m → 2,202.27m)
第65号	市道の廃止について	<ul style="list-style-type: none"> 1 路線の再編成に伴い、市道を廃止するもの 2 廃止路線数 2路線 3 廃止延長 228.03m
第66号	訴えの提起について	<ul style="list-style-type: none"> 1 市営住宅明渡請求等の訴えの提起をするもの 2 訴えの内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市営住宅の明渡請求 (2) 滞納家賃等の支払請求
第67号	字の区域の変更について	<ul style="list-style-type: none"> 1 青島土地区画整理事業の施行に伴い、換地処分をするため、字の区域を変更するもの 2 対象区域 249筆 7.1ha
第68号	安曇野松筑広域環境施設組合規約の変更について	<ul style="list-style-type: none"> 1 東筑摩郡町村会の解散に伴い、規約を変更するもの 2 規約の変更内容 副管理者 東筑摩郡の町村会長 → 東筑摩郡村長会長 3 施行 25.4.1
第69号	公の施設の指定管理者の指定について（島内児童センター）	<ul style="list-style-type: none"> 1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 島内児童センター 3 指定管理者に指定するもの (福)松本市社会福祉協議会 4 指定期間 25.4.1～26.3.31

第70号	公の施設の指定管理者の指定について（いがやレクリエーションランド 外1施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) いがやレクリエーションランド (2) 乗鞍観光センター 3 指定管理者に指定するもの (株)のりくら総合リゾートサービス 4 指定期間 25.4.1～28.3.31
------	--	---

2 報告

(1) 市長の専決処分事項の指定にかかわる報告 2件

ア 自動車事故にかかわるもの 1件

イ 道路事故にかかわるもの 1件

平成 2 5 年 松 本 市 議 会 2 月 定 例 会
議 案 説 明

1 議案

議案番号	件 名	概 要													
第 7 1 号	松本市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 国家公務員の退職制度の改正に準じ、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 退職手当調整率の段階的引下げ</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">現 行</td> <td>平成 25 年 3 月 31 日まで</td> <td style="text-align: center;">100 分の 104</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">改正後</td> <td>平成 25 年 4 月 1 日から 平成 26 年 3 月 31 日まで</td> <td style="text-align: center;">100 分の 98</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで</td> <td style="text-align: center;">100 分の 92</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年 4 月 1 日以後</td> <td style="text-align: center;">100 分の 87</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 2 5 . 4 . 1 等</p>	区 分		調整率	現 行	平成 25 年 3 月 31 日まで	100 分の 104	改正後	平成 25 年 4 月 1 日から 平成 26 年 3 月 31 日まで	100 分の 98	平成 26 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで	100 分の 92	平成 27 年 4 月 1 日以後	100 分の 87
区 分		調整率													
現 行	平成 25 年 3 月 31 日まで	100 分の 104													
改正後	平成 25 年 4 月 1 日から 平成 26 年 3 月 31 日まで	100 分の 98													
	平成 26 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで	100 分の 92													
	平成 27 年 4 月 1 日以後	100 分の 87													